

志賀直哉「暗夜行路」論

——一つの「女の過失」設定に関する一考察——

下岡友加

「暗夜行路」の主人公、時任謙作は二つの「女の過失」に祟られた人物である。その一つは祖父と不義を犯した母の過失であり、もう一つは従兄の要と不義を犯した妻直子の過失であった。まず、一つ目の母の不義設定について作者は、自身が屋島に旅行したある晩「若しかしたら自分は父の子ではなく、祖父の子ではないかしらといふ想像」をした事が、「さういふ境遇の主人公」を描いてみようという思い付きに通じたと言明している。大正元年以降、「大津順吉」(M45・9)に続く、父との確執をテーマとした自伝的要素の強い作品、「時任謙作」の執筆に難渋していた作者は、その作品完成を見るよりも前に、逆に大正六年、実生活上で父と和解する。そのため、「時任謙作」を従来と同じ主題で書き続ける氣を失った作者が、先に述べた経緯により主人公の不義の子設定を生み出し、「時任謙作」の原稿を、「暗夜行路」へと(そこでは宿命的に父との不和が生じると考えられる)移転させたというのである。

一方、もう一つの「女の過失」設定、後編第四に起こる妻の不義については「後編の方は『時任謙作』では未だ書かれてゐない部分で、これは純粹に『暗夜行路』のために書いたもの」と作者は述べる。

実際現存する「暗夜行路草稿」(この中に執筆当時は「時任謙作」として作者が書いたと推定される原稿が含まれている)において、妻の過失設定、或いはその出来事に関連する内容があらわれるのは草稿33、35、36であり、いずれもその執筆時期(推定を含む)を、作者が「時任謙作」に腐心していたと考えられる時期から大幅に遅らせている。つまり妻の過失設定は作者の語るように「暗夜行路」構想段階において新たに設けられたものとの可能性が高い。ただ、この妻の過失という設定に関しては、「暗夜行路」の主題について述べる作者の次のような言葉がある。

主題は女の一寸したさういふ過失が、——自身もその為め苦しむかも知れないが、それ以上に案外他人をも苦しめる場合があるといふ事を採りあげて書いた。(中略)主人公は母のその事に祟られ、苦み、漸くそれから解脱したと思つたら、今度は妻のその事に又祟られる、——それを書いた。

右の主題説明においては、謙作の母の過失と妻の過失は共に「女の一寸した過失」として作者にとらえられている。これは作者が母の過失とそれより遅れて設定されたと思われる妻の過失を「女の過失」と

いう統一した視点で作品に配置したことを印象つけるものである。ところが、後述するように、こうした作者の言説に反して二つの「女の過失」設定の有機的な結び付きを疑問視する向きが決して少なくない。謙作を襲う母の過失と妻の過失という、この二つの「女の過失」とは一体如何なる関連性をもって、当作品に設定されているのか。本稿は、この点を明らかにする事を目的として考察を試みるものである。

一

まず、三好行雄氏は、謙作にとって母の過失は「いわば'responsible」であり、「ア・プリオリ」であるのに対して、妻の過失は「そうではない」から「女の過失を母の場合と妻の場合とに解体し、等置するのは、あきらかに本質の不当な状況化」と述べる。よってそのような「母と妻の過失が女の過失の視点で統一されることなく個々に設定された虚構の安易性は、ただちにその両様の設定が前編および後編の虚構軸としてみごとに亀裂する、という構成の安易性にひきつがれ」とし、次のように続ける³⁾。

作者の思いつきはモチーフとしての実質をためされるまでもなく、安易に、ラフな構想のなかに解消した。前編は母の過失だけをえがき、後編は妻の過失だけをえがくという完璧な自「閉鎖性」ふたつの虚構は女の過失という接点を有しながら、相互にひびきあって作品の方向を決定する事態はついになかった。

更に三好氏は、二つの「女の過失」設定が「自「閉鎖」的である」という、具体的な根拠として「直子の過失を告白させたとき、謙作の思

念はなぜ出生の秘密にまでさかのぼらないのか。しばしば見えざる悪意への恐れにまでさそわれたはずの不義の子の呪いを、かれはなぜふたたび想起しないのか」、また「過失をおかした直子の貌に、謙作はなぜ過失を犯した母の影を見ないのか、妻の姦通に懊悩する心象の鏡に、なぜ父の憎しみを映してみないのか」という疑問を提起してしている⁴⁾のである。更に町田栄氏も、三好氏同様、次のように二つの「女の過失」設定の「間隙」を見る⁵⁾。

二つの構想の連結は間隙を生じる。だから、「主人公」は「妻」の「過失」を知ったとき、父の苦悩を思いやることをしない。父の親の「母（注、その妻）のその事に崇られ、苦しみ、漸くそれから解脱」したであろう経路は、完全に看過されている。主人公「謙作」の「行動」のみを描くという限定条件をもってしても、構想の不具性、必然性の欠如は明瞭である。

また特に、先の三好氏による、母の過失は「'responsible」だが妻の過失は「そうではない」とする論考に対して「その規定の一般化は肯定できるとしても、『暗夜行路』においては、妻の過失は少なからずとも謙作にとっては'responsible'であるという設定がなされている」との指摘を行った上で、二つの「女の過失」設定の「自「閉鎖性」への批判については、「その批判は正当で、母と妻の過失という虚構は作者の資質からみて、実体験の初兇の死のような追方、自然さが感じられない面がある」とし、「他のものとの有機性を欠く、そしてひびきあいのない不満を持たせ、そのような意味でのドラマ性がない」と認めたのは篠原拓雄氏である⁶⁾。篠原氏は続けて「それでは二つの事件を統一するものはないだろうか」と疑問を呈し、次のような自解を示

している。

それは、前にみてきたように、女の過失という視点ではなく、三つの事件を、不可抗な運命、少なくとも主人公に責任の持ちようのない、ただ黙って受容するしかない運命、それだけに有機的な連関なく突然あらわれるものとしてとらえる視点でのみ統一される。時任謙作という名の人間が「その運命を出来るだけ賢く意志的に抜け出さうと努力する」（稲村雑談）過程を描いた小説として捉えられたときのみ、「暗夜行路」を評価する視点が存するのである。

篠原氏は「暗夜行路」において、二つの「女の過失」と更にその間に起きた初兇の死は全て「有機的な連関」がないとし、それ故、それは突如としてあらわれる「不可抗な運命」としてとらえる視点のみで統一されているものと価値付けするのである。確かに、母の過失は生まれる以前の謙作にとっては、自身、兄信行の手紙に書いたように、あくまで「責任の持ちやうのない事」（第二・七）であり、また妻の過失も作中では謙作の旅行中不意に起こった、彼には手の届かない、防ぎようのなかった事とされている。また、母の過失相手の祖父は「生れながらに下根の質に出来上つてゐた」（第二・十）と説明され、作品当初から常に下品な人物として、明らかに父に比べて劣っているように描かれており、それと同様に、直子の過失相手の要も、軽率な行動をとる「若い独身者」（第四・十五）とされている。つまり、ここには父対祖父、謙作対要が対等、或いはそれ以上となる程の緊張関係、過失後も三角関係が成立し得る程の人物設定が、過失相手に成されてはいない。この事からも、この二つの「女の過失」が一過性の出来

事、仕方のない「運命」として作品内に帰納しているという指摘自体は首肯出来る。

しかし結局、三好氏に続いて、母の不義と妻の不義は「女の過失」という視点では統一されていない事を繰り返す、この篠原氏の「運命」という二つの事件を結ぶ意味付けには、依然として一つの大きな問題が横たわっている。母の不義と妻の不義という二つの事件が作品内で「運命」の力を見せ付ける出来事として共に有効に生かされているとしても、では何故、その「運命」の力を感じさせる出来事が共に「女の過失」の内容に拠っているのか。単に「運命」の力を見せ付ける出来事を作品内で展開させるだけならば、これら二つの事件を両者とも「女の過失」にする必然性はなかったはずである。また、先に述べたように母の不義設定が、旧稿「時任謙作」を生かすために設置されたという作品外の理由にも関与した仮に必然のものであったとしても、二つ目の設定までが「妻の過失」とされる所以はやはり明らかではなく、ただに「運命」の力のためだけならばそれである必然性は乏しい。果たして本当に、先の二者が述べるように、「暗夜行路」における母の過失と妻の過失という二つの大きな出来事は「女の過失」としての視点で統一される事なく、作中において閉鎖的に存するだけなのであろうか。

二

二つ目の設定、妻の過失が明らかになった時、謙作がとらわれるのは、次のような思いであった。

「直子を憎まうとは思はない。自分は赦す事が美德だと思つて赦したのではない。直子が憎めないから赦したのだ。又、その事に拘泥する結果が二重の不幸を生む事を知つてゐるからだ」彼は前夜直子に云つた事を又頭の中で繰返してゐた。

「赦す事はいい。實際それより仕方がない。……然し結局馬鹿を見たのは自分だけだ」(第四・六)

ここには明らかに「考」(第四・十)では許すとしながら、「感情」(第四・十)はそこまで行き着いていない謙作がある。そうした謙作の「考」と「感情」の不一致は、「発作的な痲癩」(第四・八)となつて、「食卓の食器を洗ひざらひ庭の踏石に叩きつたり」、「裁縫鉢で直子の着てゐる着物を襟から背中まで裁ちきつたり」、果ては直子を列車から突き飛ばす行動としてあらわれる。謙作自身はあくまで、生理的に体を壊したための「其時ぎりの痲癩」(第四・八)という。しかし子供の頃から一緒に住んでいたお栄がその痲癩の甚だしさに驚き、謙作には黙つて兄の信行を呼ばうと考えたり、事情を知る末松がしきりに旅行を勧める事実から見ても、謙作の行動は直子を許さうとしながら、許せない「感情」の存在を知らしめてゐるのである。しかし、それでも謙作はなお意固地に「兎に角自分で自分を支配しなければならぬ」(第四・八)と頭では考え続ける。だが、謙作の、罪を犯した人間に対する「考」と「感情」の不一致は、直子の過失が起こるずつと以前から、栄花と嫂のお政、そして母といった、罪を犯した女性に対する「考」と「感情」の形で作中に記されてゐた。まず、女の罪に対する謙作の「考」は次のように現れてゐる。

元々女は運命に対し、盲目的で、それに惹きずられ易い。それ

故周囲は女に対し一層寛大であつていい筈だ。(中略)所が周囲は女に対して何故か特に厳格である。厳格なのは未だいいとして、周囲は女が罪の報から逃れる事を喜ばない。罪の報として自滅するのを見て当然な事と考へる。(第二・十三)

自身の犯した罪を罪として現在でも「絶望的」に生きる栄花という女性や、逆に自身の過去の罪を「懺悔する意味で」、「一代記を演」じてゐる嫂のお政という女性の生き方を知る謙作は、罪を犯した人間の一つの救われ方として周囲が寛大な心で許す事をここで求めている。

ところが、直子と結婚した後、彼女に栄花や嫂のお政の事を語る謙作は、自身がかつてはこのように批判した「女が罪の報から逃れる事を喜ばない」「周囲」とほとんど同じ感情を抱いてゐる事を次のように露呈してしまふ。

「そりやあ、異ふよ。あなたのは云ひさへすれば誰れでも赦せる程度のものだし、お政や栄花のはさう簡単には行かないだらう。あなたのは云つて直ぐあなたがそれを忘れた所で誰れも何とも思はないが、悪い事によつては懺悔したら其儘その気持を持ち続けられて呉れなければ困るといふやうなのがあるだらう。直ぐせい／＼されたらいい気がしないよ。」(第三・十三)

栄花と嫂のお政との比較から、偽りの「救い」しか得られないならば、むしろ懺悔する事なく「絶望的」に生きてゐる方が余程同情出来るとした謙作の言ひ分には、悪事をした人間に「直ぐせい／＼されたらいい気がしない」といった「厳格」さ、半ば残酷な気持ちが含まれてゐる事が明らかにされる。しかし、「そんなら(論文筆者注、罪を犯した人はその後)どうすればいいの?」と直子に問かれた謙作は

「不意に云い詰まり、不凶亡き母の事が想ひ浮んで」「陥穴に落ちたやうな気が」する。それは謙作が心から「慕ひ愛してゐた」(序詞)母、彼女も罪を犯した人間の一人であり、これまで自分が直子に語った言葉はその母を追い詰める、母を許せないとする言葉に他ならない事実気付いたからである。確かに、謙作は母の罪に基づく自己の出生故に、周囲の皆が「自分の背後に何時も何か醜い亡霊を見、それに顔を背ける気持を持つてゐる」(第二・十四)るとの劣等感を抱かざるを得なかつた。そして「恐しく惨めな気持に絶えず追ひつめられ」、安々と息もつけない心の状態」(第三・一)に苦しめられたのである。しかし、ではそのように謙作を追い詰める原因を作った罪を犯した母はその後一体どうすればよかつたのか。「懺悔もいつそ懺悔しなければ悔悟の気持も続くかも知れないが、仕てしまつたら却つて駄目だね」(第三・十三)という、栄花や嫂のお政といった他人に対して語った言葉を、謙作はさすがに母の場合にそのまま当てはめる事は出来ない。

そしてこの時の対話は、過失を犯した後、走り出した列車から謙作にホームへと突き飛ばされた直子に「嫂のお政とかいふ人を御覧になつた話ね。あの時、貴方が云つていらした事が、今、大変氣になつて来たの」(第四・十)と語らせる事になる。謙作が「どんな事」と尋ねると彼女は次のように続ける。

「懺悔と云ふ事は結局一遍こつきりのものだ、それで罪が消え
た氣になつてゐる人間よりは懺悔せず一人苦んで、張のある氣持
で居る人間の方がどれだけ氣持がいいか分らない、とさう仰つ
たわ。(中略)それが今になつて、大変私につらく憶ひ出される

の。貴方はお考へでは大変寛大なんですけど、本統はさうでない
んですもの」(第四・十)

直子がかつての栄花や嫂のお政に対する謙作の言葉を思い、罪を犯した人間を許し難い感情を謙作が持つてゐる事、「考」では寛大でありながら本当はさうではない事を指摘する。母の罪故に、栄花や嫂のお政の罪に無関心ではいられなかつた謙作、そしてそこにある謙作の本当の「感情」を知るが故に、許された氣には到底なり得ない妻直子、ここには、栄花や嫂のお政の話を紹介させた、母の過失と直子の過失の指摘に対して、謙作は「もういい。実際お前の云ふ事は或る程度には本統だらう。然し俺から云ふと総ては純粹に俺一人の問題なんだ。今、お前がいつたやうに寛大な俺の考と、寛大でない俺の感情とが、ピッタリ一つになつて呉れさへすれば、何も彼も問題はないんだ」(第四・十)と答えている。

三

謙作は、既に見て来たように直子の過失を知つた直後から、執拗に彼女を自分自身が「許せるか、許せないか」といった事に拘り続ける。しかし妻の過失以前に明らかであつた彼の「感情」ではとても直ぐには彼女を許せない。そこを曲げて、謙作は性急に直子を許さうと焦り続け、結局妻の過失を「純粹に俺一人の問題」と言い、あくまで自分一人でそれを解決しようとする。作品二つ目の設定、妻の過失によるそのような謙作の行動は、果たして先に紹介した三好氏、町田氏、篠

原氏の述べたように二つ目の設定、母の過失設定とは「有機的な連関」のない、無縁のものであり得ただろうか。かつて祖父との間で罪を犯した母、謙作という罪の結果である子まで宿してしまった母、彼女を寛大な心でもって許した父、その父の態度は立派なもの、賢い決断として謙作の頭にあった事は、彼が以前「女の罪」について考えた際の記述に次のように明らかにされていた。

母の周囲が、もつと愚かな人々でとり巻かれてゐたら母はもつとく、不幸な女になつてゐるのに違ひない。ひいては自分の存在もどうなつてゐたか分らない。幸に芝の祖父でも、本郷の父でも、賢い人々だつた。自分は此事だけでも本郷の父へは心から感謝しなければ済まないわけだと彼は考へた。——彼の感情は却々其所まで行かなかつたけれども。(第一・十二)

こうした母の過失の際の父の賢さが、母と更には「自分の存在」をも救つた事を知る謙作は、本当の「感情」がそこまで行き着いていないのにも関わらず、半ば強迫観念的にも過失を犯した直子を許さうとしたのではなかつたか。彼女を許すべきと考える謙作には勿論、彼自身が続り返して言うような「その事に拘泥する結果が二重の不幸を生む事」(第四・六)への危惧、そしてそれを避けるべきとの叡智が働いていた事は間違いないであらう。しかしながら、やはりそこにはかつて同じ立場に立たされ、母をそれ以上に不幸にはさせなかつた父の態度が強く影響していると考えられるのである。妻の過失後、作中に謙作の考えとして父や母の事、自分の出生の事が全く書かれていないから、彼がそれを想起していないとする三好氏や町田氏の判断はいささか早急ではないだろうか。謙作の、直子の過失への対応の内実は、

そういつた判断とは全く逆の、つまり母の過失に纏わる事を、謙作が片時も忘れ得ていない事実、むしろその事に拘るが故に、彼の思念はそれに直接触れる事を避けようとしてきた事実を示しているのではないだろうか。そう読み取る事によつて初めて、謙作のあくまでも妻の過失を自分一人の問題と言ひ張る、意固地な態度もより理解し得るのではなかつたか。母の過失と妻の過失の繋がり、謙作の明確な言葉や思念に、母や父や自身の出生の事がのぼるといふ安易な方法ではなく、彼の實際行動によつてそこに示されているのである。

そしてまた別の面から見れば、かつて母の罪を寛大に許したあの父でさえ、否が応でもその大きな過去の傷を想起させ得る存在、つまり謙作に対して「常にく冷た」(序詞)くならざるを得なかつたように、謙作も直子を許すと言ひながら、実際、彼女の姿を目の前にすれば、やはり許し難い、どうしようもなく押さえ難い「感情」をもてあまし、それが「痼癩」といった形となつて表面化する事を防ぐ事が出来なかつた。こうして、二つ目の妻の過失設定によつて謙作がたどる道程は、一つ目の母の過失設定による父の態度によつて既にある程度示されていたととれる。自分に冷たかつた父に対し、どうしても心から感謝しきれなかつた謙作が、直子の過失という事件によつて初めて、父の背中に負わされていた「永い」「苦しみ」(第一・七)を真に思い知らされる立場へと置かれるのである。二つの「女の過失」設定は、愛する妻の裏切りに遭つたといつた、かつての父と同じ立場に立たされる主人公を描く事による、「父理解」の試みを可能としているのではないか。

また、謙作は自身の出生の秘密を知らされた際、「あの母がどうし

てそんな事をしたか」と、「母のした事を是認出来な」（第一・六）
い気持ちにとらわれていた。しかし、彼は大山での生活を経て危篤状
態に陥った時、駆け付けた妻直子に対し「未だ嘗て何人にも見た事の
ない、柔かな、愛情に満ちた眼差」（第四・二十）を向けるに至る。
そこには過失を犯した妻に対する、謙作の心からの許しが表されてい
るのだが、二つの「女の過失」設定に関連して述べるならば、このよ
うに最終的に大自然の中で、妻を完全に許せる心情を描む主人公を描
く事は、かつて同じ罪を犯した母をも許す事になるといった、「母理
解」の試みをも同時に可能としているのではなかったか。

そして、更に付け加えるならば、この母への許しは、母の罪に起因
する、時に「誰よりも自身を惨めな人間と思はないではゐられなかつ
た」（第一・十三）という謙作自身の生の原点の認容をも意味してい
たのである。

四

罪を犯した妻や母の存在、その視点から見直すと「暗夜行路」全体
には、その弱さや愚かさ、或いは不良性から生じる女性の悲劇、過失
や罪といったその「暗部」に着目したエピソードが少なからず存在す
る。第一・一において謙作を「不愉快」にした阪口の小説には「或主
人公が其家にある十五六の女中と関係して、その女に出来た赤児を墮
胎する」事が書かれており、謙作はそれを「多分事実だ」と推察して
いる。こうした女性の悲劇は第一・四において謙作が思い起こす、次
のような「伝説」にも見える。「若い娘が毎夜」、他の島の恋人に会

いに「燈明をたよりに海を泳ぎ渡」って来るが、「或る風の夜、心変
りのした若者」が「故意に其燈明を吹き消し」、「娘は途中で溺れ死
ぬ。

また、先にも触れたように、謙作の母と妻の過失を結ぶ伏線として、
第一・十一には栄花（現在の桃奴）が赤児殺しの罪を犯し、それ以降
も惨澹たる生活を続けている事が、続く第一・十二には、京都で謙作
が「先年」見た、娘のお政の懺悔していながら救われない様子がそれ
ぞれ詳細に描かれている。更に第一・十三では、「審席芸人として出
てゐた」箱屋殺しの花井お梅を見た謙作が、彼女から「惨めな、不快
な」印象を受けた事が語られている。

女性の悲劇性と特にその執念深さを表したものとして、第二・九で
車夫が謙作にする、お菊神社には毎年秋になると「お菊の怨霊の虫に
なつたものが」、「境内の木の枝に下る」という話や、第四・十二で宿
の女中が語る、多鯨ヶ池の「大蛇になつ」たお種という娘が、「或時、
鳥取の侍を追ひかけ」るが家の中に逃げ込まれたのを「口惜しがり」、
自身の鱗を「門の扉に貼りつけて帰つ」たという「伝説」がある。

謙作のごく日常でも、彼の妹に交際を申し込む手紙を出すように青
年を唆したのが、T病院の「一寸美しい」看護婦であった事が分かる
（第一・十）。謙作は少し後になつてもその看護婦の事を「見かけに
よらず所謂不良性のある女だつた」と思い、「いやな氣」がする（第
二・十）。更にそうした女性の不良性は、尾道で自伝的長編にとりか
かっていた謙作が思い出した、幼時に彼が「女中の背中で持たされて
ゐた食パン」を「通りすがりの綺麗な奥さん」が「包みのまま」「引
き抜いて持つて行つた」（第一・三）事や、百姓娘のプロステイチュ

トが「愛されてゐるといふ自信から、よく偽りの悲しげな顔をして」謙作から金を巻き上げる(第一・三)事にも見える。

また、お栄の従妹のお才は「まさか本気でもなかつた」と言いながら、自分が痴情の諷いで「出刃包丁を振り回し」た話をし(第三・一六)、そのお才に天津行き後、半ば裏切られた形で仕事に失敗したお栄は、京城で警部の野村宗一に犯されそうになった顛末を謙作に語る(第四・二二)。更に謙作が大山へと旅立つても、そこで知り合つた竹さんには、「生来の淫婦で、竹さん以前にも、以降にも、また現在にも一人ならず、情夫と云ふやうな男を持つてゐる」妻がいる事が明らかになる(第四・十五)。

以上のように、母と妻の過失が起り得る背景として、女性の「暗部」、その存在が作品全体において提示され続けていたのである。特に作品最終部に描かれる、竹さんの淫蕩な妻はその甚だしい例であろう。この妻は結局夫である竹さんを除いた三角関係の争いから、その内の一人の男に殺され、もう一人の男も重傷を負うのである。この事件を聞いた謙作は自身の生涯を振り返つて次のように思つた。

謙作は母の場合でも直子の場合でも不貞といふより寧ろ過失と云ひたいやうなものが如何に人々に祟つたか。自分の場合でいへば今日までの生涯はそれに祟られとほして来たやうなものだつた。(中略)謙作自身にしても、若し自恃の気持がなく、仕事に対する執着がなかつたら、今頃はどんな人間になつてゐたか分らなかつた。

「恐しい事だ」謙作は思はずこんな事をいつた。(第四・十七)
この竹さんの妻を中心とした血塗れ騒ぎは謙作にとつて人事ではな

い。危つくさうした騒ぎを起す人間に自分もなつていたかもしれない、とさう謙作が考え得るのは、母の過失と妻の過失が存したからに他ならない。

では、謙作に最卑人事とは思わせない程に、彼に祟り続けた「女の過失」、「女の暗部」とは一体何なのか。作品中に提示し続けられた数々の「女の暗部」は、母と妻の場合を核としつつ、こつた罪を起こしてしまふ、女性という性そのものへの理解を促す意味を持つているかと思われる。しかし、そこにあるのはただに「女の暗部」のみではない。例えば、恐らくは事実である、女中に墮胎をさせる阪口や、海を渡つて自分に会いにくる娘を裏切る伝説の中の若者、或いはお栄を力づくで犯そうとした野村宗一の存在のように、「女の暗部」の背後にはしばしば男性の「暗部」もが見受けられるのである。

そしてさうした男性の「暗部」は、「殆ど明かな原因なしに」「自殺して」果てた、「大酒飲みで、葉巻のみ」で「骨まで浸み貫つた放蕩者」という、お栄のかつての同棲相手(序詞)や、謙作の兄信行から融通して貰つた金を「家族が病気で弱つてゐる」人に「高利で」貸しつけた河合という男(第一・十二)、或いは屋島の宿の門に「死人のやうにぐつたりと俯伏して倒れてゐる新太という「独者の乞食」(第一・五)や、「善良そのもの」のふりをして主人を騙し、「金まうけしてゐた」植木屋の亀吉(第一・十二)、または「維新前に」敦賀で捕らえられて悲惨な最期を遂げた佐々木重蔵達(第三・八)、役人に裏切られて「札つきの不逞鮮人」となり、処刑された関徳元(第四・二二)、大山で強盗を繰り返し「米子で死刑になつた」男(第四・十三)などにも見えるのである。

こうして見ると、主人公時任謙作が最も愛した母と妻という二人の女性に裏切られる苦難にあつ事で、見ざるを得なかつた「女の暗部」、それはつまるところ、男性をも含めた、人間全体の「暗部」の存在といった問題の提示にも繋がっているのではないか。「暗夜行路」の「暗夜」の一つはそこにある。少なからぬ人々が自らの弱さや愚かさ、或いは不良性から悲劇や罪、過ちを日々引き起こしている。それが人間社会の紛れもない現実の一面面であらう。そして、そうした人間の「暗部」は時に本人のみでなく、他人をも巻き込んで傳付ける。この様相を誰よりも鮮明に見据え得るのは、妻と母の過失に崇られた主人公であつた。

二つの「女の過失」設定は決して「自己閉鎖」的でもなく、また「構想の不具」でもない。この設定は「女の過失」に一度も崇られ続けた主人公謙作の眼を通じて「女の暗部」の存在を知らしめ、更には人間全体の「暗部」をも描き出す、この作品の、一表象として必然ではなかつたかと考えられるのである。

注 「暗夜行路」本文、及び「続創作余談」（注1）の引用はそれぞれ『志賀直哉全集』第五卷（S48・6 岩波書店）、同全集第八卷（S49・6）に拠つた。但し、漢字は新字体に改めた。

(1) 「続創作余談」（S13・6『改造』）以下、本稿における作者の言は全てこれに拠る。

(2) 草稿35は「大正十年七月廿一日」、草稿36は「十一年七月十一

日」、「七月十二日」、「八月六日」、「八月廿五日」との日付の書き込みが本文に存する。草稿33については執筆期日の明記がないため、ここでは「暗夜行路草稿」が収録された『志賀直哉全集』第八卷（S48・8 岩波書店）後記における、紅野敏郎氏の「大正七年後半から九年前半までの間であることはたしか」との推定に従う。「時任謙作」の執筆は「大正元年秋」から「三年の夏」にかけて主に行われた（「続創作余談」における作者の言及に拠る。長編執筆中である事を記した日記・書簡の存在、大正二年七月、夏目漱石を訪ねて連載小説執筆を辞退している事実等から現段階でそれを疑う材料はない。）と見られ、その後、執筆が断続的に行われたとしても最下限は父との和解がなされた大正六年までと考えられる。なお、池内輝雄氏に「暗夜行路草稿」中、「時任謙作」に最も近い原形は草稿12、13、14であるとの論考が既に存する（「お栄造型の意味」S50・10『日本近代文学』22集）『志賀直哉の領域』H2・8 有精堂▽所収）。

(3) 「仮構の△私▽——『暗夜行路』志賀直哉」S40・3〜8・11・12『解釈と鑑賞』△『三好行雄著作集第五卷 作品論の試み』H5・2 筑摩書房▽所収

(4) 本多秋五氏も、謙作が妻の過失後に「祖父と母との間に間違いがあつたことを知らされたとき『総てを赦す』と返事してきた父のこと、また帰国後の父がどんな気持で妹の出生まで母と暮らしてきたかをなせ一度も思い出さないのだろう」との疑問を呈している（『志賀直哉（下）』H2・2 岩波書店△岩波新書▽）。

(5) 「『暗夜行路』主題考——『内なる自然』の確立・『外なる自

然』との調和——」S 57・10 『二冊の講座 志賀直哉』有精堂

(6) 「小林秀雄と志賀直哉」S 48・9 『近代文学論』5 八 『日本文学研究大成 志賀直哉』H 4・10 国書刊行会V所収

(7) 論文筆者は先に「暗夜行路」の登場人物の考察から当作品の「運命」のモチーフについて述べた事がある(拙稿「志賀直哉『暗夜行路』論——登場人物にみる作品構造の一端——」H 7・9 『広島女子大国文』第12号)。

(8) この「父理解」というモチーフに関して、作者志賀の当作品執筆動機を探る立場から、「父と同様に『不義』をされて苦しむという筋立て」は、志賀の実生活上における「和解した父に対する最高の挨拶あるいは儀礼であった」とする関良一氏の論考が存する(「暗夜行路」S 36・7・9・11 『国文学言語と文芸』第4・6号 八 『日本文学研究資料叢書 志賀直哉』S 45・6 有精堂V所収)。関氏は志賀は当作品において「父と主人公とを同一の次元に位置させ、そのことによって、父のみを裁き、父のみを罰していたかつての自分自身を裁き、罰しなければならなかったのではないか」と推察している。小稿はこの関氏の論に沿いながらも、あくまで作品内部構造の解明に主眼を置くものである。

(9) 当作品の女性に関するエピソードに触れ、「規範的に『幸福』な生活を送る『女』をめぐる物語切片は圧倒的に少」なく、「その他『暗夜行路』に登場する全ての女たちは、何らかの形で規範を逸脱してしまっている」事を指摘した論考に、小森陽一氏の「いまだ終らぬ行路」(S 62・1 『国文学解釈と鑑賞』八 『日本文学研究資料新集21 志賀直哉 自我の軌跡』H 4・5 有精堂

V所収)がある。しかし、「謙作の意識も、地の文の表現主体の認識も、そうした切片を一つの物語線につなぎあわせることはない。それらはあくまで散在しているだけ」という氏の読みと小稿とは異なる。

(しもおか ゆか)